

(別紙様式)

固定資産評価証明書の交付申請書
課税(公課)

下記の裁判所に対し、下記の事件の申立てをするため必要がありますので、下記の物件について固定資産評価証明書を交付されたく申請いたします。

課税(公課)

なお、交付を受けた証明書を下記の目的以外に使用することはいたしません。

令和 年 月 日

市(町・村)長 殿

申請人	弁護士の場合	事務所所在地					
		氏名 印					
	弁護士以外の場合	本人の住所 本人の氏名(名称)					印
		代理人の住所 代理人の氏名					印
使用目的	裁判所 支部に 訴えの提起 仮差押えの申立て 仮処分の申立て 競売申立て のため 調停の申立て 借地非訟の申立て						
物件の表示	区分	物件の所在地	家屋番号	地目(種類)	地積(床面積)	証明年度	所有者氏名(名称)
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	
	土地・家屋					年度	

(公署記入欄)

証明番号		証明件数	通件	台帳照合	
------	--	------	----	------	--

(注)

- 1 弁護士が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の上段に事務所所在地及び氏名を記入し、弁護士の職印を押印すること。
 - (2) 事務員等を使用者として申請する場合には、「事務員等何某を使用者として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させること。
- 2 弁護士以外の者が申請する場合には、次の要件を充足しているときに限り、証明書が交付されます。
 - (1) 申請人欄の下段に住所及び氏名(名称)を記入し、押印すること。申請人が司法書士である場合には、職印を押印すること。
 - (2) 代理人によって申請する場合には、(1)に加え、代理人の住所及び氏名を記入し、代理人が押印した上、委任状を提出すること。ただし、司法書士が事務員等を代理人として申請する場合には、委任状の提出に代えて、「事務員等何某を代理人として交付申請する」旨を記載した文書等を携行させれば足りる。
 - (3) 窓口において職員の求めがあった場合には、申請人(本人又は代理人)は、自己の身分を証する書面及び使用目的に使用することを証する資料を提示すること(郵送による申請の場合には、使用目的に使用することを証する資料を添付すること)。ただし、司法書士が申請する場合には、これらの提示又は送付に代えて、使用目的欄の余白に囑託者の住所及び氏名(名称)を記載すれば足りる。